

事務連絡  
令和7年10月15日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムに係る  
市区町村による代理登録機能の追加について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについては、災害時における介護施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）の被害状況の登録を介護施設等に代わって都道府県・指定都市が行うことが可能となっているところです。

このたび、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、下記のとおり、全ての市区町村が、介護施設等の被災状況の代理登録を可能とすることとしています。

つきましては、災害時において本機能を必要に応じて活用いただくとともに、都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知をお願いします。

記

1 運用開始時期

令和7年11月1日

（※）運用開始に併せて、練習用の災害情報を登録しますので、システムにログインのうえ、管内介護施設等の被災状況の代理登録入力についてお試しをお願いします。

## 2 操作方法

別添「一般市区町村・中核市向け操作マニュアル」(P22-P28)をご参照ください。

## 3 その他

### (1) 備蓄状況等報告機能に係る改修

令和7年度においては、本機能のほか、介護施設等における平時の物資の備蓄状況等を報告する機能を追加する改修も予定しており、運用が可能となり次第、改めてお知らせします。

### (2) 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抜粋）

#### 4 義務付け・枠付けの見直し等

##### 【厚生労働省】

(7) 児童福祉法（昭22法164）、介護保険法（平9法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

(i) (略)

(ii) 災害時情報共有システムについては、以下のとおりとする。

- ・災害時情報共有システムへの介護サービス事業所の被災状況の登録については、市区町村による代理登録を可能とすることを検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

・ (略)

(関係府省庁：こども家庭庁)

## <問合せ先>

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

E-mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111（内線：3927）